

令和6年11月14日（木）11月20日（水）



＜方面別 学校・地域コーディネーター研修、交流会＞

地域学校協働本部の委託料について



教育委員会事務局

学校支援・地域連携課

地域学校協働活動事業の委託

委託契約とは・・・

行政が行う事業について行政が自ら実施するよりも他の主体が実施した方がより大きな効果が得られると思われる場合に、契約により他の主体が実施すること。

委託を受けた者は、仕様書（委託する事業の内容を記載した文書）に定められた内容を履行する必要がある。

地域学校協働活動事業では・・・

地域のことを熟知しており、日頃から、学校に近い距離で関わっていただいている学校・地域コーディネーターの方々を中心とした団体（地域学校協働本部）に対して委託することで、より一層学校のニーズに沿った活動を推進することが可能となり、社会全体の教育力の向上、子どもたちの健やかな学びに資するという考えのもと、横浜市教育委員会が各校の地域学校協働本部と委託契約を締結している。

地域学校協働活動事業の委託

委託料について・・・

横浜市教育委員会は地域学校協働本部に対し委託料を支払い、地域学校協働本部は受託事業の対価として委託料を受け取る。委託という形態及び、国（文部科学省）の補助金を活用しているため、委託料の支出については一定の制限がある。

また、その管理にあたっては、団体が適正に執行・管理をする必要がある。

委託契約に向けて(契約の相手方として)

組織づくり

※学校・地域コーディネーターを含む

代表

副代表

会計

会計監査

※組織づくりと合わせて規約づくりも必要

※学校教職員が可能なのは、会計監査のみ

活動の委託

地域学校協働活動事業【継続実施型】
上限13万円（2年目以降）

地域学校協働活動事業【新規設置型】
上限3万円（初年度のみ）

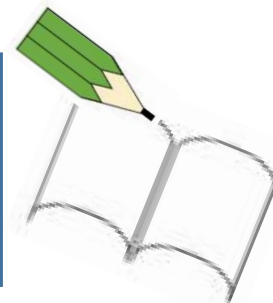
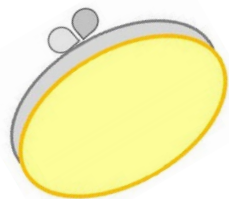
放課後学び場事業

会計事務とは？

① 予算の執行

② 金銭の出納

③ 決算の報告



☆ポイント

- ・ 通帳記帳、レシート保管等の記録
- ・ 事務を複数人で行い、複数の目で確認する

予算・活動計画作成のポイント

Point

学校や関係者、活動に関わる
方々と意見交換しながら活動計画を！

委託関係様式のデータ(記載例もあります)

地域学校協働活動事業【新規設置型】

委託関係様式集

帳票等の様式はこちらからダウンロード

横浜市トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>学校・教育>教育に関する施策・取組>地域連携>学校・地域連携推進

横浜市 学校・地域連携推進





令和6年度学校地域コーディネーター研修



横浜市の学校司書について

令和6年11月@花咲研修室

横浜市教育委員会 小中学校企画課

学校司書の法的な位置づけ

学校図書館法（平成26年改正法律第93号）

第6条

学校には、…司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

学校司書 【勤務時間：年間1,020時間】

学校司書は、学校長の指揮監督を受け、司書教諭を**補佐**し、次の各号に掲げる職務を行う。

- ア 学校図書館の蔵書管理及び環境整備
- イ 本の貸出・返却作業・レファレンス、学校図書館での児童生徒対応
- ウ 学校図書館を活用した授業への支援、資料収集
- エ 児童生徒の図書委員会、学校図書館ボランティア、他機関との連携

(横浜市学校司書勤務マニュアル³より)

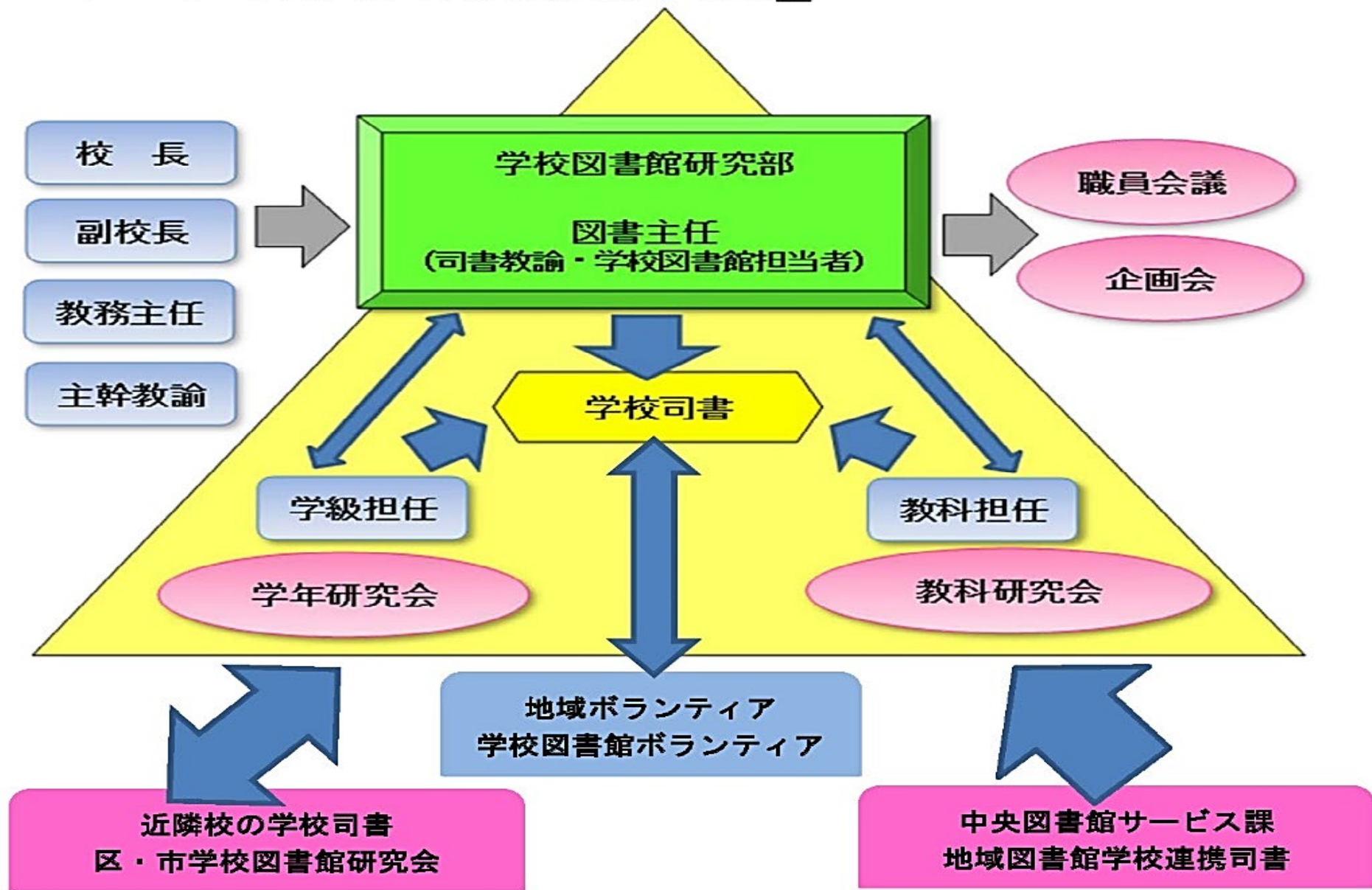
司書教諭(先生)と学校司書の連携・協働

学校図書館がその機能を十分に発揮するためには、**司書教諭と学校司書**が、それぞれに求められる役割・職務に基づき、**連携・協力を特に密にしつつ、協働して学校図書館運営にあたる**ことが望ましい。



学校図書館ガイドライン(4) 学校図書館に携わる教職員等 より

2 人とつながる学校司書（学校司書を取り巻く組織例）



学校司書および学校図書館教育について

横浜教育ビジョン2030
「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」

学校教育目標
(学校の教育課程全体で育成を目指す資質・能力)

各教科等で育成を目指す資質・能力

学校図書館教育
「情報活用能力」 「読書活動を通して育成を目指す資質・能力」

学習の基盤となる資質・能力
<言語能力> <問題発見・解決能力> <情報活用能力>